

のりあいタクシー 運行改善 素案【R2.10.1変更】

R2.6.4 菰野町地域公共交通会議

案	のりあいタクシー 運行方法
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の南部、北部に加え、中部（千種地区の一部・竹永地区）とし、全体を3エリアに区分する。 ・エリアを跨いでの運行を可とする。 ・1つのエリア内は400円、2つのエリアに跨る場合は800円、3つのエリアに跨る場合は1200円とする。（高齢者等はそれぞれ300円、600円、900円とする） <p>ただし、けやきは南部・中部の両エリアに属する乗降場所とし、ピアゴ付近には中部・北部の両エリアに属する乗降場所を新たに設置する。</p> <p>これによりけやきは、北部からは2エリア、中部からは1エリアの運賃で、ピアゴ菰野店へは北部からは1エリア、南部からは2エリアの運賃で移動できることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアゴ、サンシ（一定規模以上の店舗）に乗降場所を新たに設置するようにする。
	のりあいタクシー乗降場所（北部・南部エリア）の新設箇所（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・菰野高校 ・スーパーサンシ菰野繁盛店 ・大強原公会所 ・松山東 ・四日市西警察署 ・宇賀南旧道
新	のりあいタクシー乗降場所（中部エリア）の乗降場所
	資料1-2 をご覧ください。
	のりあいタクシー乗降場所 設置場所 （R1.8.21）
	<p>乗降場所の設置場所</p> <p>1、次については設置するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コミュニティバス停留所 ② 町の施設 ③ 区公会所 ④ 病院、診療所 <p>2、次については設置するものとする。ただし直線で150m以内に他の乗車ポイントがある場合は、原則として新たに設置しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ ショッピングセンター、スーパー等の日用食品販売店舗。 ⑥ 金融機関、郵便局 ⑦ 区長が地区において特に必要と認めたと安全に乗降可能な場所